

大阪府審査基準案（公有水面埋立法関係）

許認可事務の名称	根拠条項	審査基準	標準処理期間	備考
出願事項変更の許可	公有水面埋立法 13-2	<p>1 出願事項の変更内容が具体的に確認でき、かつ、埋立免許処分をする際の審査基準に合致していること。</p> <p>2 免許に係る埋立区域以外の区域を新たに埋立区域とするときは、新規の免許を取得すること。</p> <p>⇒「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日付け港管第1580号、建設省河政発第57号運輸省港湾局長、建設省河川局長通達)「該当箇所:記1(3)(4)(5)、記3、記4(1)」</p> <p>3 「埋立てに関する工事の施行方法」には、少なくとも、埋立法、埋立てに用いる土砂等の種類及び埋立てに関する工事の施行順序が記載されていること。</p> <p>⇒「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日付け港管第1581号、建設省河政発第58号運輸省港湾局管理課長、建設省河川局水政課長通達)「該当箇所:記1、記2、記3、記4」</p>	30	
他人の土地に対する立入又は一時使用の許可（免許を受けた者）	同法 14-1	<p>1 他人の土地等への立入又は一時材料置き場として使用することの承諾を土地の占有者から得られないこと。</p> <p>2 他に代替措置がなく、合理的な理由があること。</p> <p>3 他人の土地及び邸宅を使用する場合は、その使用する範囲及び期間は必要最小限であること。</p>	30	
他人の土地に対する立入又は一時使用の許可（免許を受けようとする者）	同法 14-4	<p>1 他人の土地等への立入又は一時材料置き場として使用することの承諾を土地の占有者から得られないこと。</p> <p>2 他に代替措置がなく、合理的な理由があること。</p> <p>3 他人の土地及び邸宅を使用する場合は、その使用する範囲及び期間は必要最小限であること。</p>	30	
埋立権譲渡の許可	同法 16-1	<p>1 埋立権の譲渡の許可は、みだりにこれを行わないものとし、当該許可をする場合においては、当該埋立ての目的、出願者の資力及び信用、事業計画及び資金計画の内容、工事実施の方法等を厳重に審査し、当該埋立てを的確に遂行する意思と能力を有すると認められる場合のみ認める。</p> <p>⇒「公有水面の埋立ての適正化について」(昭和40年9月1日付け港管第2021号、建河発第341号運輸省港湾局長、建設省河川局長通達)「該当箇所:記3」</p>	30	
竣功認可	同法 22-1	<p>1 竣功認可を受けようとする埋立地が埋立免許の条件及び内容に適合していること。</p> <p>2 竣功認可をすることが未竣功地の工事を妨げず、かつ、公益に害を及ぼさないこと。</p> <p>⇒「公有水面埋立ニ関スル取扱方ノ件」(大正11年4月20日付け発土第35号、土木局長から地方長官あて)「該当箇所:記13」</p>	30	
竣功認可告示前の埋立地使用の許可	同法 23-1	<p>1 埋立地本来の用途に従った土地利用に基づく工場等の建設は、公有水面埋立法第23条ただし書の規定による許可によっては認めないようにすること。</p> <p>⇒「未竣功埋立地における工場等の建設について」(昭和49年10月21日付け港管第2618号、港湾局長から港湾管理者の長あて)「該当箇所:記1」</p>	30	
埋立地に関する処分の許可	同法 27-1	<p>1 権利の移転又は設定の相手方は公募することが望ましいが、公募により難い特別の事由がある場合には、公募以外の方法による選考もあり得ること。</p> <p>2 権利の移転又は設定の相手方が埋立地を法第11条又は第13条ノ2第2項の規定により告示した用途と異なる用途に供しようとする場合には、法第29条第2項第2号から第4号までの許可基準をも照らし合わせ、法第27条第1項の許可の可否を決定すべきものであること。</p> <p>⇒「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日付け港管第1580号、建河発第57号運輸省港湾局長、建設省河川局長通達)「該当箇所:記7」</p> <p>3 電気事業、ガス事業、熱供給事業、石油パイプライン</p>	30	

		事業等の用に供する施設等の設置のための処分等当該処分が公共性、公益性が高いと認められる必要性に基づくものについては、その点十分配慮して許可することは差し支えないものであること。 ⇒「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日付け港管第1581号、建河発第58号運輸省港湾局管理課長、建設省河川局水政課長通達)「該当箇所:記5」		
埋立地の用途と異なる利用の許可	同法 29-1	1 免許権者は、農地法の対象となる農地又は採草放牧地について法第29条の許可に関する処分をしようとする場合は、あらかじめ、農地法第4条又は第5条の許可権者との調整を図ること。 ⇒「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日付け港管第1581号、建河発第58号運輸省港湾局管理課長、建設省河川局水政課長通達)「該当箇所:記6ロ」	30	
失効した免許の効力復活	同法 34-1	1 免許条件により、埋立てに関する工事の実施設計について認可の申請を必要とする場合で、当該申請に対し、不認可の処分があったときにおいて、別の実施設計の提出を認めるとき 2 埋立免許権者の指定する期限内に埋め立てに関する工事に着手又は竣工しなかった場合で、免許権者に責めがなく、やむを得ない事情があると認められるとき	30	
免許失効の場合の原状回復義務の免除	同法 35-1	1 免許権者が施行した埋立工事の状況から判断して、造成された埋立地を原状回復させることが事実上困難であること。 2 当該埋立地を存置させても、公有水面の利用上支障なく、原状回復の必要性がないと認められること。	30	
無免許の埋立工事に対する原状回復義務の免除	同法 36-1	1 無免許の者が施行した埋立工事の状況から判断して、造成された埋立地を原状回復させることが事実上困難であること。 2 当該埋立地を存置させても、公有水面の利用上支障なく、原状回復の必要性がないと認められること。	30	
免許告示後の施設についての損害防止施設又は損害補償の請求禁止の解除	公有水面埋立法 施行令 08	1 設置する施設が埋立権者にとっても有益なものであり、かつ埋立権者に補償を請求することが公平の観点から見て妥当であると判断できること。	30	

(日)

大阪府審査基準案（国有財産法関係）

許認可事務の名称	根拠条項	審査基準	標準処理期間	備考
行政財産の使用許可	国有財産法 18-3	大阪府公有財産規則第22条の規定を移行する。	7	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【参考：大阪府公有財産規則第22条】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき 2 国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。 3 水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。 4 災害その他緊急事業の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。 5 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において、公用又は公共用に供するとき。 6 行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。 7 前各号に掲げるもののほか、府の事業若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。 </div>				

(日)

大阪府審査基準案（海岸法、港湾施設使用許可、一般海域占用、水域占用等）

許認可事務の名称	根拠条項	審査基準	標準処理期間	備考
海岸保全区域の行為の許可	海岸法 08-1	<ol style="list-style-type: none"> 1 行為の許可対象者は、原則として国又は地方公共団体又は海岸保全施設以外の他の施設等を新築し又は改築する箇所の当該私有地所有者等であること。 2 許可する行為の内容は、公共性及び公益性が目的であること並びに海岸保全区域又は港湾区域等の利用に支障がないこと。ただし、海岸保全施設以外の他の施設等を新築し又は改築する箇所の当該私有地所有者等が行う行為については、海岸保全区域又は港湾区域等の利用に支障がないこと。 3 海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第8条の2に規定する禁止事項に該当しないこと。 4 他の海岸保全施設及び港湾施設等の維持及び整備に支障を与えないこと。 5 工作物等を設置する場合は、安全な構造であること。 6 土砂採取、危険物の取り扱い等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規制に従うこと。 7 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。 8 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。 9 環境を悪化させるおそれがないこと。 10 前各号に掲げるもののほか、著しく公益に反しないこと。 	20	海岸保全施設等への影響を審査する場合又は関係部局の意見照会が必要な場合等はこれ以上の日数となる場合があります。
海岸管理者以外の者が施行する工事の承認	海岸法 13-1	<ol style="list-style-type: none"> 1 承認する対象者は、原則として国又は地方公共団体及び海岸管理者が事前に同意した者であること。 2 承認する工事の設計及び実施計画は、公共性及び公益性が目的であること並びに海岸保全区域又は港湾区域等の利用に支障がないこと。 3 海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第8条の2に規定する禁止事項に該当しないこと。 4 他の海岸保全施設及び港湾施設等の維持及び整備に支障を与えないこと。 5 工作物等を設置する場合は、海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第14条に基づく技術上の基準に適合していること。 6 土砂採取、危険物の取り扱い等、他の法令により規制を受ける工事又は行為をする場合は、当該規制に従うこと。 7 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。 8 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。 9 環境を悪化させるおそれがないこと。 10 前各号に掲げるもののほか、著しく公益に反しないこと。 	20	海岸保全施設等への影響を審査する場合又は関係部局の意見照会が必要な場合等はこれ以上の日数となる場合があります。
利用料金の額の承認（指定管理者が港湾施設の利用料金を定める場合に必要知事の承認に関する基準）	大阪府港湾施設条例 29-3	<ol style="list-style-type: none"> 1 大阪府港湾施設条例（昭和40年3月27日大阪府条例第6号）第8条及び第29条の別表二中、港湾施設の「緑地」の項目中、「1 多目的広場 一時間につき」並びに「2 テニスコート 一面一時間につき」のそれぞれに記載された金額以下であること。 2 国、地方公共団体、知事が適当と認める公共団体等が管理運営する近傍の類似施設の使用単価と著しく乖離がないこと。 3 利用者に対して著しく不平等が生じる使用料金体系になっていないこと。 4 その他、著しく公益性を欠く使用料金単価及び使用料金体系となっていないこと。 	20	
占用の更新の許可（一般海域占用許可の更新に関する許認可基準）	大阪府一般海域管理条例 04-1	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾計画上支障がないこと。 2 港湾施設又は海岸保全施設の維持及び整備に支障を与えないこと。 3 施設等を設置する場合は、その構造が安全であること。 4 土砂採取、危険物の設置等他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規制に従うこと。 	20	港湾施設等への影響を審査する場合又は関係部局の意見照会が必要な場合等はこれ以上の日数となる場合が

		<p>5 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。</p> <p>6 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。</p> <p>7 環境を悪化させるおそれがないこと。</p> <p>8 港湾、海岸、周辺海域等の管理上支障がないこと。</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、著しく公益に反しないこと。</p>		あります。
<p>占用料等の減免 (海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等の減免基準)</p>	<p>大阪府海岸保全区域及び一般公共海岸区域における占用料及び土砂採取料条例 05-1</p>	<p>1 国、西日本電信電話株式会社等が、航行補助施設を海岸保全区域内に設置するとき。</p> <p>2 国、地方公共団体、知事が適当と認める公共団体等が、庁舎、上下水道、通信施設等の公用物又は事業施設を海岸保全区域に設置するとき。</p> <p>3 公務に従事する船舶又は車両等が、海岸保全区域を一時的に使用するとき。</p> <p>4 地方公共団体が、信号その他の交通施設を海岸保全区域に設置するとき。</p> <p>5 消火、救難、警備等のために海岸保全区域を使用するとき。</p> <p>6 国、地方公共団体、知事が適当と認める公共団体等が、海岸美化等の活動又は港湾振興のために使用するとき。</p> <p>7 天災地変等により海岸保全区域を使用するとき。</p> <p>8 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が、荷捌き施設、漁具倉庫、上下水道管等の共同利用施設を設置する目的で使用するとき。</p> <p>9 航路誘致、貨物集荷その他の港湾振興又は海岸美化活動その他地元振興に資すると認められるとき。</p>	20	
<p>占用料等の減免 (一般海域占用料等の減免基準)</p>	<p>大阪府一般海域管理条例 12-1</p>	<p>1 国、西日本電信電話株式会社等が、航行補助施設を一般海域に設置するとき。</p> <p>2 国、地方公共団体、知事が適当と認める公共団体等が、庁舎、上下水道、通信施設等の公用物又は事業施設を一般海域に設置するとき。</p> <p>3 公務に従事する船舶等が、一般海域を占用するとき。</p> <p>4 地方公共団体が、信号その他の交通施設を一般海域に設置するとき。</p> <p>5 消火、救難、警備等のために一般海域を占用するとき。</p> <p>6 国、地方公共団体、知事が適当と認める公共団体等が、海域美化等の活動又は港湾振興のために占用するとき。</p> <p>7 天災地変等により一般海域を使用するとき。</p> <p>8 航路誘致、貨物集荷その他の港湾振興又は一般海域美化活動その他地元振興に資すると認められるとき。</p>	20	
<p>占用料等の減免 (港湾区域占用料等の減免基準)</p>	<p>大阪府港湾区域における占用料及び土石採取料条例 05-1</p>	<p>1 国、西日本電信電話株式会社等が、航行補助施設を港湾区域に設置するとき。</p> <p>2 国、地方公共団体、知事が適当と認める公共団体等が、庁舎、上下水道、通信施設等の公用物又は事業施設を港湾区域に設置するとき。</p> <p>3 公務に従事する船舶又は車両等が、港湾区域を使用するとき。</p> <p>4 地方公共団体が、信号その他の交通施設を港湾区域に設置するとき。</p> <p>5 消火、救難、警備等のために港湾区域を使用するとき。</p> <p>6 国、地方公共団体、知事が適当と認める公共団体等が、海岸美化等の活動又は港湾振興のために使用するとき。</p> <p>7 天災地変等により港湾区域を使用するとき。</p> <p>8 航路誘致、貨物集荷その他の港湾振興又は港湾及び海岸美化活動その他地元振興に資すると認められるとき</p>	20	
<p>権利義務継承の許可 (港湾水域占用に係る権利義務の移転に関する許認可基準)</p>	<p>大阪府港湾水域占用等に関する規則</p>	<p>1 港湾水域占用許可の権利義務を移転する場合は、法令に基づく権利等の移転承諾、国(裁判所)又は地方公共団体等による権利等の移転承諾があった場合及び知事がやむを得ないと認められる場合に限ること。</p>	20	<p>港湾施設等への影響を審査する場合又は関係部局の意見照会が必要な場</p>

	04-1	<p>2 港湾水域占用許可の権利義務移転許可を受ける者は、港湾水域占用許可に伴う権利及び義務を継承することを熟知したうえで許可を受けること。また、関係者は移転許可を受ける者に対して重要事項として説明すること。</p> <p>3 権利義務を移転しようとする既占用許可については、以下の港湾水域占用許可の基準を遵守していること。</p> <p>イ 港湾施設の建設を行う場合は、当該港湾施設が暫定的なものである場合を除き、港湾計画等により位置づけられていること。</p> <p>ロ 他の港湾施設の維持及び整備に支障を与えないこと。</p> <p>ハ 工作物等を設置する場合は、安全な構造であること。</p> <p>ニ 土砂採取、危険物の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規制に従うこと。</p> <p>ホ 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。</p> <p>ヘ 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。</p> <p>ト 環境を悪化させるおそれがないこと。</p> <p>チ 港湾区域内の水域の占用については、前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当すること。</p> <p>1 港湾区域に接する土地の所有者、借主又は用益物権者（以下「背後地の所有者等」という。）がその地先水面を利用して港湾業務を行うため必要があると認められる場合</p> <p>2 背後地の所有者等がその地先水面をアの業務以外の用に供するため必要があると認められる場合</p> <p>3 国、地方公共団体又は公益事業者が橋梁、管類、線類、柱類、航路標識、係船浮標その他これらに類するものを設置するため必要があると認められる場合</p> <p>4 大阪府が取り組む放置艇対策を推進する上でやむを得ないと認められる場合</p> <p>5 工事等のため一時的に水域を使用する場合で特に必要があると認められるとき</p> <p>リ 前各号に掲げるもののほか、著しく公益に反しないこと。</p>		合等はいずれ以上の日数となる場合があります。
権利義務移転の承認（港湾水域占用に係る権利義務の継承の承認に関する許認可基準）	大阪府港湾水域占用等に関する規則 04-2	<p>1 港湾水域占用許可の権利義務を継承する場合は、法令に基づく権利等の継承の承諾、国（裁判所）又は地方公共団体等による権利等の継承の承認があった場合及び知事がやむを得ないと認められる場合に限ること。</p> <p>2 港湾水域占用許可の権利義務の継承の承認を受ける者は、港湾水域占用許可に伴う権利及び義務を継承することを熟知したうえで承認を受けること。また、関係者は継承を受ける者に対して重要事項として説明すること。</p> <p>3 継承しようとする既占用許可については、以下の港湾水域占用許可の基準を遵守していること。</p> <p>イ 港湾施設の建設を行う場合は、当該港湾施設が暫定的なものである場合を除き、港湾計画等により位置づけられていること。</p> <p>ロ 他の港湾施設の維持及び整備に支障を与えないこと。</p> <p>ハ 工作物等を設置する場合は、安全な構造であること。</p> <p>ニ 土砂採取、危険物の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規制に従うこと。</p> <p>ホ 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。</p> <p>ヘ 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。</p> <p>ト 環境を悪化させるおそれがないこと。</p> <p>チ 港湾区域内の水域の占用については、前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当すること。</p> <p>1 港湾区域に接する土地の所有者、借主又は用益物権者（以</p>	20	港湾施設等への影響を審査する場合又は関係部局の意見照会が必要な場合等はいずれ以上の日数となる場合があります。

		<p>下「背後地の所有者等」という。)がその地先水面を利用して港湾業務を行うため必要があると認められる場合</p> <p>2 背後地の所有者等がその地先水面をアの業務以外の用に供するため必要があると認められる場合</p> <p>3 国、地方公共団体又は公益事業者が橋梁、管類、線類、柱類、航路標識、係船浮標その他これらに類するものを設置するため必要があると認められる場合</p> <p>4 大阪府が取り組む放置艇対策を推進する上でやむを得ないと認められる場合</p> <p>5 工事等のため一時的に水域を使用する場合で特に必要があると認められるとき</p> <p>リ 前各号に掲げるもののほか、著しく公益に反しないこと。</p>		
使用制限に係る許可	大阪府港湾施設条例施行規則 05-1	<p>1 港湾計画上支障がないこと。</p> <p>2 港湾施設又は海岸保全施設の維持及び整備に支障を与えないこと。</p> <p>3 港湾施設において次に掲げる物を荷役し、又は蔵置してはならない。ただし、知事の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>イ 爆発しやすく、若しくは燃焼しやすい物又は劇薬若しくは毒薬であって取扱上危険なもの</p> <p>ロ 他の貨物を汚損し、又は損傷するおそれがある物</p> <p>ハ 病原微生物により汚染された物</p> <p>ニ 不潔なもの又は腐敗し、若しくは腐敗しやすい物</p> <p>ホ 岸壁、物揚場、上屋、荷役機械その他の港湾施設を汚損し、又は損傷するおそれがある物</p> <p>4 大阪府港湾施設条例施行規則第6条別表第一の上欄に掲げる浮棧橋、岸壁、物揚場及び上屋においては、それぞれ同表下欄に定める重量以上の物を負荷してはならない。</p> <p>5 工作物等を設置する場合は、以下の基準を満たし、かつ、その構造が安全であること。</p> <p>工作物設置による港湾施設の使用は、長時間の専用的使用を認めるものであり、かつ、他の港湾施設利用者の自由な使用を制限することとなるので、次の各号の一に該当する場合であつて、かつ他の港湾施設の管理運営に支障とならないものを除いては原則として許可しないものとする。</p> <p>イ 港湾管理者が定めた港湾整備計画に沿って設置する倉庫その他の施設</p> <p>ロ 電柱、街灯、消火栓、郵便ポスト、電話ボックス、塀、その他これらに類する工作物</p> <p>ハ 上下水道管、ガス管その他これらに類する地下埋設管渠</p> <p>ニ 高架構造物で他の港湾施設の利用を妨げないもの</p> <p>6 土砂採取、危険物の設置等他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規制に従うこと。</p> <p>7 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。</p> <p>8 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。</p> <p>9 環境を悪化させるおそれがないこと。</p> <p>10 港湾、海岸、周辺海域等の管理上支障がないこと。</p> <p>11 前各号に掲げるもののほか、著しく公益に反しないこと。</p>	20	港湾施設等への影響を審査する場合又は関係部局の意見照会が必要な場合等はこれ以上の日数となる場合があります。
使用料納付時期等の特例	大阪府港湾施設条例施行規則 08-2	<p>1 後納</p> <p>イ 集合一括調定</p> <p>使用件数の特に多い次に掲げる港湾施設の使用にかかる使用料については、歳入事務の迅速かつ合理化をはかるため施設別に月一回以上の集合一括調定を行うものとする。</p> <p>1 岸壁</p> <p>2 物揚場（一級地に限る。）</p> <p>3 荷役機械（府所有のガントリークレーン）</p>	20	港湾施設等への影響を審査する場合又は関係部局の意見照会が必要な場合等はこれ以上の日数となる場合があります。

	<p>4 一体使用荷さばき地</p> <p>5 冷凍コンテナ用コンセント</p> <p>6 船舶給水施設</p> <p>7 木材整理場</p> <p>□ 岸壁等の使用料の調定</p> <p>港湾施設の使用にかかる使用料は使用許可の際すみやかに調定を行うのが原則であるが次に掲げる施設の使用については、施設の性格上又は施設の効率的使用をはかる必要があるため、使用完了後ただちに使用時間等の確認を行い調定するものとする。</p> <p>1 係船浮標</p> <p>2 岸壁</p> <p>3 物揚場（一級地に限る。）</p> <p>4 荷役機械（府所有のガントリークレーン）</p> <p>5 一体使用荷さばき地</p> <p>6 冷凍コンテナ用コンセント</p> <p>7 船舶給水施設</p> <p>8 船舶廃油処理施設</p> <p>2 分納</p> <p>イ 対象者及び施設</p> <p>附属用地の特級地、一級地及び荷さばき地の一級地、二級地において上屋、倉庫の建設者に当該施設を1年間に亘り使用許可する場合とする。</p> <p>□ 回数</p> <p>1 二回（四月・十月調定）</p> <p>2 四回（四月・七月・十月・一月調定）</p> <p>ハ 手続き方法</p> <p>分納を受けようとする者は、港湾施設使用許可申請と同時に願書を提出するものとする。</p> <p>3 自動給水施設の使用料の納入</p> <p>船舶給水施設のうち自動給水施設の使用については使用者を確認することが困難であるため、事務処理上は担当の会計員を納入義務者として使用料の納入手続きを行うものとする。</p> <p>4 年度当初における使用料の納入</p> <p>年度当初における港湾局EDIシステムによる年間専用使用等に係る事務処理については、使用者への不平等な取り扱いを生じさせないため、年間専用使用、月間専用使用及び一般使用に係る使用料の納期限を統一して設定することができるものとする。</p>		
--	--	--	--